

令和7年第1回砂川市議会定例会

令和7年3月13日（木曜日）第4号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第13号 砂川市開業医誘致等条例の制定について
議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号 砂川市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
議案第26号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
議案第27号 砂川市まちなか交流施設の指定管理者の指定について
議案第 7号 令和7年度砂川市一般会計予算
議案第 8号 令和7年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第 9号 令和7年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第10号 令和7年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第11号 令和7年度砂川市下水道事業会計予算
議案第12号 令和7年度砂川市病院事業会計予算
散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第13号 砂川市開業医誘致等条例の制定について
議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について

て

- 議案第19号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号 砂川市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
議案第26号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
議案第27号 砂川市まちなか交流施設の指定管理者の指定について
議案第 7号 令和7年度砂川市一般会計予算
議案第 8号 令和7年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第 9号 令和7年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第10号 令和7年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第11号 令和7年度砂川市下水道事業会計予算
議案第12号 令和7年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（13名）

議 長 多比良 和 伸 君
議 員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
高 田 浩 子 君
中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君
議 員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
鈴 木 伸 之 君
水 島 美喜子 君
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之

総務部	管理	長	板垣	喬博
兼會計	審議	監	安原	雄二
市長	市民部	長	堀田	一茂
保健福祉部	長	安田		貢
経済部	長	野田		勉
経済部	審議	監	畠山	秀樹
建設部	長	斉藤	隆史	
病院事務局	長	朝日	紀博	
病院事務局	次長	為国	泰朗	
総務課	長	岩間	賢一郎	
政策調整課	長	三橋	真樹	

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	東正人
指導参事	堤雅宏
教育委員会技監	徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局	川端幸人
-------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局	板垣喬博
------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局	野田勉
----------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局	安武浩美
事務局係長	野荒邦広
事務局係長	佐々木健児

開議 午前 10 時 00 分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第 1 議案第 13 号 砂川市開業医誘致等条例の制定について

議案第 15 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 18 号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 19 号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 22 号 砂川市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 25 号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について

議案第 26 号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について

議案第 27 号 砂川市まちなか交流施設の指定管理者の指定について

議案第 7 号 令和 7 年度砂川市一般会計予算

議案第 8 号 令和 7 年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第 9 号 令和 7 年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第 10 号 令和 7 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 11 号 令和 7 年度砂川市下水道事業会計予算

議案第 12 号 令和 7 年度砂川市病院事業会計予算

○議長 多比良和伸君 日程第 1、議案第 13 号 砂川市開業医誘致等条例の制定について、議案第 15 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第18号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について、議案第26号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について、議案第27号 砂川市まちなか交流施設の指定管理者の指定について、議案第7号 令和7年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和7年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和7年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和7年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和7年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和7年度砂川市病院事業会計予算の16件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 （登壇） 議案第13号 砂川市開業医誘致等条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、市内における医療体制の充実が図られるよう、診療所等の開設または増設等をする開業医への助成制度を創設することにより開業医の誘致等を促進するため、本条例を制定しようとするものであります。

このことに関し、若干経過を加えさせていただきますが、近年市内の開業医が減少しており、地域における医療の提供体制が縮小している状況を踏まえ、より身近な医療サービスを受けることができる環境整備の必要性が高まっていること、また昨年9月から市立病院が紹介受診重点医療機関の指定を受けたことに伴い、かかりつけ医の重要性が一層増していることから、既に同様の趣旨の助成制度を設けている道内自治体と比較しても助成金の種類及び最大助成額についてトップクラスに相当する助成制度を創設することで開業医の誘致等に向けた取組を推進するものであります。

次のページをお開き願います。砂川市開業医誘致等条例であります、21条立てで構成するものであり、順にご説明申し上げますが、規定内容につきましては条文の要旨を申し上げることで説明とさせていただきます。

第1条は、目的の定めであり、この条例は、市内における診療所等の開設または増設等に要する費用の一部を助成し、開業医の誘致等を促進することによって、市の地域医療体制の充実を図り、もって市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とすると定めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、第4号は開業医について、市内で診療所等を新たに経営しようとし、または現に経営している医師または医療法人と定めることで新規の開業のほか、現に経営されている方も想定した条例であることを明示し、他の用語の意義は当該各号に定めるところによるものであります。

第3条は、助成対象者の定めであり、第1号は市内において積極的に医療活動を行おうとし、市の地域医療体制の充実に寄与しようとする者であること、第2号は当該助成金の交付後、診療所等を継続して10年以上開業すると見込まれる者であること、第3号は市長が認める診療科名の診療業務を行う者であること、第4号は納付すべき税金に滞納がないこと、以上の要件に該当する開業医を助成金の交付の対象者とするものであります。

3ページになります。第4条は、助成金の交付の定めであり、第1項第1号から第7号まで7種類の助成金をもって助成内容とするものであり、第2項は、各助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることを定めるものであります。

第5条は、土地及び建物取得費助成金の定めであり、第1項は、開業医が市内で診療所等の開設等をするために取得した土地及び建物の費用に新築工事、増築工事または改修工事を含め、その合計額の100分の50に相当する額を助成するものとし、限度額を5,000万円と定めるもので、第2項は、建物の取得に伴う新築工事等を地元企業が行う場合、当該新築工事等の費用の100分の10に相当する額を加算し、限度額を6,000万円と定めるものであります。

第6条は、医療機器等取得費助成金の定めであり、開業医が市内で診療所等の開設等をするために取得した医療機器等の費用の合計額の100分の50に相当する額を助成するものとし、限度額を3,000万円と定めるものであります。

第7条は、固定資産税等相当額助成金の定めであり、第1項は、開業医が市内で診療所等の開設等をするために取得した土地、建物及び医療機器等に賦課された固定資産税及び都市計画税の税額の合計額に相当する額を助成するものとし、限度額を1年度につき200万円と定めるもので、第2項は、助成金の対象期間として固定資産税等が初めて賦課された年度から起算して5年度以内と定めるものであります。

第8条は、賃借料助成金の定めであり、第1項第1号は、開業医が市内で診療所等の開設等をするための土地及び建物を賃借した場合、その賃借料の100分の50に相当する額を助成するものとし、限度額を1年度につき450万円と定めるものであります。

4ページになります。第2号は、診療所等の開設等をするための医療機器等を賃借した場合、その賃借料の100分の50に相当する額を助成するものとし、限度額を1年度につき600万円と定めるものであり、第2項は、賃借料助成金の対象期間として賃借を開始した月の翌月から起算して、土地及び建物の場合は10年以内、医療機器等の場合は5年以内とするものであり、第3項は、土地及び建物の賃借に伴い、建物の改修工事を行う場合は当該土地及び建物の賃借料及び当該建物の改修工事費用の合計額の100分の50に相当する額を助成するものとし、限度額を5,000万円と定めるもので、第4項は、当該改修工事を地元企業が行う場合、建物改修工事費用の100分の10に相当する額を加算し、限度額を6,000万円と定めるものであります。

第9条は、在宅医療支援助成金の定めであり、第1項第1号は、開業医が市内で在宅医

療を開始し、または継続するために必要な物品の取得等に要する費用について、その相当額を助成するものとし、限度額を1,000万円と定めるもので、第2号は、新たに市内で在宅医療を開始する開業医に対し、その運営に要する費用に相当する額を助成するものとし、限度額を1診療所等につき200万円と定めるものであります。

第2項は、必要な物品の取得等に対する助成金の交付回数を1診療所等につき1回限りとするもので、第3項は、運営に要する費用の助成の対象期間を1診療所等につき、在宅医療を開始した日から起算して10年以内と定めるものであります。

第10条は、人材確保支援助成金の定めであり、第1項は、開業医が市内で開設した診療所等に従事者を1年を超えて常時雇用した場合、5人以内の人件費等に相当する額を助成するものとし、限度額を1人につき100万円と定めるもので、第2項は、対象となる従事者について診療所等を開設した日から起算して2年以内に雇用された者と定めるものであります。

第11条は、経営安定化支援助成金の定めであり、第1項は、開業医が市内で開設した診療所等の経営の安定化を図るための運転資金に相当する額を助成するものとし、限度額を1年度につき500万円と定めるもので、第2項は、助成金の対象期間として診療所等を開設した日から起算して3年以内と定めるものであります。

第12条は、取得費助成金及び賃借料助成金を併せて助成する場合における限度額の定めであり、第1項は、土地及び建物について取得費助成金並びに賃借料助成金を併せて助成する場合は、その取得価格及び賃借料の合計額の100分の50に相当する額を助成するものとし、限度額を第5条に規定する限度額と定めるものであります。

5ページになります。第2項は、医療機器等について取得費助成金及び賃借料助成金を併せて助成する場合は、その取得価格及び賃借料の合計額の100分の50に相当する額を助成するものとし、限度額を第6条に規定する限度額と定めるものであります。

第13条は、助成金対象費用から控除する額の定めであり、各助成金の対象費用について国、地方公共団体または公共的団体等から助成を受ける場合は、その助成額を費用から控除すると定めるもので、第14条は、助成金の交付申請の定めであり、各助成金の交付を受けようとする開業医は、申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならないと定めるもので、第15条は、助成金の交付等の決定の定めであり、第1項は、市長は、前条の市政申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その結果を通知書により当該申請者に通知するものとし、第2項は、市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成金の交付の決定に必要な条件を付することができるものと定めるものであります。

第16条は、変更の申請等の定めであり、第1項は、助成金の交付決定を受けた助成開業医は、当該交付決定の内容に関し事業計画を変更しようとするときは、変更申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならないものと定め、第2項は、市長は、変更申

請書を受理したときは、内容を審査の上、変更の承認の可否を決定し、その結果を通知書により当該申請者に通知するものと定め、第3項は、市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは決定に必要な条件を付することができるものと定めるものとあります。

第17条は、記載事項の変更の届出の定めであり、助成開業医は、提出した申請書または添付書類の記載事項に変更があったときは、事業計画を変更する場合を除き、速やかに届出書により市長に届け出なければならないものとし、ただし、市長がその必要がないと認めるときはこの限りでないと定めるものであります。

6ページになります。第18条は、申請の取下げの定めであり、助成開業医は、申請を取り下げるときは届出書を市長に提出しなければならないと定めるもので、第19条は、実績報告の定めであり、助成開業医は、助成金の対象となる事業の完了後、速やかに実績報告書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならないと定めるもので、第20条は、助成金の交付決定の取消し等の定めであり、市長は助成開業医が第1号から第7号までのいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、または助成金の全部もしくは一部を返還させることができると定めるものであります。

第21条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

続きまして、7ページを御覧願います。議案第13号附属説明資料ナンバー1、砂川市開業医誘致等条例施行規則についてご説明申し上げます。

第1条は趣旨の定めであり、第2条は用語の意義の定め、第3条は条例第3条第1号に規定する地域医療体制の充実へ寄与しようとする者とは、地域の医師会への加入、市民の健康診査等に協力する者と定めるものであります。

第4条は、建物の工事の内容の定めであり、第1項から第3項まで、条例第5条第1項に規定する新築工事、増築工事、改修工事についてそれぞれ定めるものであります。

第5条は、在宅医療に要する費用の定めであり、第1項及び第2項により、条例第9条第1項第1号及び第2号に規定する在宅医療に要する物品の取得等及び運営に要する費用についてそれぞれ定めるものであります。

第6条は、従事者の要件等の定めであり、第1項各号で条例第10条第1項に規定する従事者の要件を、第2項で人件費等に要する費用について定めるものであります。

8ページになります。第7条は、条例第11条第1項に規定する診療所等の経営の安定化を図るための運転資金について定めるものであります。

第8条は、助成金の交付申請の定めであり、条例第14条に規定する交付申請について、助成金の種別ごとに第1項で申請事業、第2項で申請に必要な書類を定めるものであります。

9 ページになります。第 9 条は助成金の交付等の決定の定め、第 10 条は変更の申請等の定め、第 11 条は記載事項の変更の届出の定め、第 12 条は申請の取下げの定めであります。

第 13 条は、実績報告の定めであり、条例第 19 条に規定する実績報告書について、助成金の種別ごとに実績報告に必要な書類を定めるものであります。

10 ページになります。第 14 条は助成金確定額の通知の定め、第 15 条は助成金の交付の定めであり、第 1 項で、助成金は、額の確定後、助成開業医の請求により交付するものとし、第 2 項で、経営安定化支援助成金だけは運転資金に相当する額を助成対象としているため、交付決定後に助成開業医の請求により交付するものと定めるものであります。

11 ページになります。第 16 条は助成金の交付決定の取消し等の定め、第 17 条はその他の定めであります。

附則として、この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、別表ですが、別表第 1 は規則第 4 条第 3 項に規定する改修工事の内容の定め、別表第 2 及び第 3 は規則第 5 条に規定する在宅医療に要する費用の内訳の定め、12 ページになります。別表第 4 及び第 5 は規則第 6 条に規定する従事者に該当する者及び人件費等に要する費用の内訳の定め、別表第 6 は規則第 7 条に規定する診療所等の経営の安定化を図るための運転資金に係る費用の内訳を定めるものであります。

なお、13 ページには参考資料として助成金の種別ごとに対象となる経費、期間等、補助率、最大助成額を一覧にした表を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 私から議案第 15 号、議案第 17 号、議案第 18 号について一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第 15 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、事務事業量に見合った人員配置に伴う市長の事務部局の職員の増員による職員定数の見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員定数条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては 3 ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第 3 条は、職員の定数の定めであり、第 1 号の市長の事務部局の職員定数について、175 人を 5 人増員し、180 人に改めるものであります。その内訳であります。アの一般会計に属する職員定数について 164 人を 5 人増員し、169 人に改めるものであります。

す。市長の事務部局については、事務事業量に見合った職員の配置や保育職場における体制強化を予定していることから、職員定数を5人増員するものであります。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の趣旨を踏まえ、本市職員に対する仕事と生活の両立支援について定めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要についてであります。改正の経過として、令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大や仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等については、対応する民間労働法制の施行、令和7年4月1日から遅れることなく実施することとなり、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正されたことから、本市職員に対する仕事と生活の両立支援について定めるものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。なお、条文を加える部分につきましては条文の要旨をご説明いたします。

第8条の3は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の定めであり、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育し、または介護を行う要介護者のある職員が当該要介護者を介護する場合において超過勤務について請求があった場合、災害等の臨時の勤務を除いて超過勤務を制限すると定めるものであります。

6ページになります。第16条は、介護休暇の定めであり、第1項中「定める者」の次に「（第16条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加え、「、又は」を「又は」に改めるものであります。

第16条の3及び第16条の4は、仕事と介護の両立支援に関する規定の追加であり、第16条の3は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の定めであり、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときには、意向確認等をするための面談その他の措置を講じなければならないと定めるものであります。

7ページになります。第16条の4は、勤務環境の整備に関する措置の定めであり、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう、研修、相談体制及び勤務環境を整備す

る措置を講じなければならないと定めるものであります。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じた本市職員の扶養手当及び通勤手当の改定等並びに本市職員の管理職員特別勤務手当及び災害応急作業等手当の創設をするほか、刑法等の一部を改正する法律等の一部が施行されることに伴い、罰則に係る刑の種類を改めるとともに、条文を整理するため、砂川市職員諸給与条例等の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要についてであります。改正の経過として、国家公務員の給与改定において、扶養手当に関し、共働き世帯が増加している実態等を踏まえ、配偶者に係る手当が廃止され、子供に係る手当が引き上げられたこと、民間の状況や長距離通勤する職員の経済的負担を軽減するため、通勤手当の上限額が改められたことから、本市職員の扶養手当及び通勤手当の改定を行うとともに、総務省より支給が求められている災害応急作業等手当及び管理職に対する時間外、週休時の災害等に対応するための管理職特別勤務手当を創設し、また刑法等の一部を改正する法律において懲役及び禁錮が拘禁刑に一本化されることに伴い、条文の文言整理を行うものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては15ページ、附則説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。なお、条文を加える部分につきましては条文の要旨をご説明いたします。

第1条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。目次中、第13章、管理職手当（第38条）を第13章、管理職手当（第38条）、第13章の2、管理職員特別勤務手当（第38条の2）に改めるものであります。

第1条の2は、給与の定めであり、第2項中「管理職手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加えるものであります。

第8条は、扶養手当の支給の範囲の定めであり、第2項中第1号を削り、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号を重度心身障害者に改め、第5号とするものであります。

第9条は、扶養手当の支給の額の定めであり、第1項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき1万円」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同条第2項第2号から第

5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」に改め、16ページになります。第2項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、第3項として、「前条及び前2項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める」を加えるものであります。

第12条は、通勤手当の支給の額及び支給の方法の定めであり、第1項ただし書を削り、第3項中「(1か月当たりの運賃等相当額及び前項に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第4項として、「運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前3項の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする」を加えるものであります。

17ページになります。第14条は、特殊勤務手当の区分の定めであり、第13号として、災害応急作業等手当を加えるものであります。

第20条の19の次に1条を加えるものであり、第20条の20は災害応急作業等手当の定めであり、異常な自然現象により重大な災害が発生した場合に巡回監視、災害状況の調査、救助、応急作業等、避難所運営、罹災証明のための家屋調査、または被災者の健康管理に係る業務等に従事した職員に対する手当として1日当たり710円から1,080円までの範囲内において支給するものであります。

18ページになります。第33条の2及び第33条の3は、期末手当の支給の額の定めであり、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

19ページになります。第13章の次に1章を加えるものであり、第13章の2は、管理職員特別勤務手当の定めであり、第38条の2として、災害への対処、その他の臨時または緊急の必要により管理職員が休日等に勤務した場合は1回1万2,000円の範囲内、週休日などを除いた午後10時から翌日の午前5時までの場合は1回6,000円の範囲内で手当を支給するものであります。

20ページになります。第2条は、砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の一部改正であります。附則第1項中「規定」の次に「並びに附則第4項及び第5項の規定」を加えるものであります。

附則に3項及び別表を加えるものであり、切替日である令和7年4月1日の前日において給料表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、その前日に属していた職務の級及び同日に受けていた号俸に応じて別表に定める方法とするものであり、異なる職務の級に異動した職員については必要な調整を行うこととするものであります。

附則別表であります。6 ページから 14 ページまでが号俸の切替え表となっておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

21 ページになります。附則として、第 1 項は施行期日であり、この条例は公布の日から施行するものであり、第 1 条並びに附則第 2 項及び第 5 項の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 33 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 33 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号の改正規定並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定は令和 7 年 6 月 1 日から施行するものであります。

第 2 項は、令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置であり、令和 7 年度について、子は 1 万 1, 500 円、配偶者は 3, 000 円とするものであります。第 3 項及び第 4 項は、罰則の適用に関する経過措置であり、第 3 項は、令和 7 年 6 月 1 日後にした行為について、他の条例の規定により従前の例によることとされる罰則を適用する場合においては有期拘禁刑とするものであり、第 4 項は、法及び条例施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなすものであります。

第 5 項は、委任であり、附則第 2 項から第 4 項までに定めるもののほか、必要な経過措置は規則で定めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 為国泰朗君（登壇） 私から議案第 16 号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、市立病院の経営の安定化に向け、医師の定年の引下げにより退職管理の適正化及び組織の活性化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては 3 ページ、議案第 16 号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第 3 条は、定年の定めであり、ただし書の規定を削り、定年を 65 年に改めるものであります。

附則第 4 項中の「第 3 条本文」を「第 3 条」に改め、「ついては」の次に「、砂川市立病院において医療業務に従事する医師である職員を除き」を加え、附則第 5 号中の「第 3 条ただし書に規定する」を「砂川市立病院において医療業務に従事する医師である」に改めるものであります。

次ページを御覧願います。附則として、第 1 項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 2 項は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であり、附則第 15 項第 2 号を「砂川市立

病院において医療業務に従事する医師である職員」に改めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 （登壇） 議案第19号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部が改正されたこと等に伴い、手数料を徴収する事項を追加するほか、当該事項の根拠法令及び根拠条項等と手数料の額を改めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

初めに、条例改正の経緯について若干ご説明しますが、いわゆる建築物省エネ法及び建築基準法において大きな改正が行われるものであり、この中で地方自治体の業務に直接的に影響し、確認申請手数料の項目追加、改正が必要なものについて条例改正を行うものであります。具体的には、建築物省エネ法における建築物エネルギー消費性能に関する条項の追加、改正、また建築基準法における確認申請の対象物件の規定変更等により砂川市を含む限定特定行政庁において対応する確認申請の審査内容、提出書類が増えるものであり、これらに係る手数料を改正、追加するほか、関連する北海道の手数料条例等を参考に条文を整理するものであり、別表第2（第2条関係）の19項から22項及び37項から38項までが現行の改正、39項から43項までが条文の追加であります。なお、説明に当たりまして、条文の内容が重複する箇所につきましては要旨をもつての説明とし、改正後の手数料の額等につきましては記載のとおりとして説明に代えさせていただきます。

砂川市手数料条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては29ページ、議案第19号附属説明資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

別表第2（第2条関係）は、手数料の額の定めであり、各項において手数料を徴収する事項及び名称、手数料徴収事項の根拠法令及び根拠条項等ごとに手数料の額をそれぞれ定めるものであり、19の項は、現行床面積の合計によりアからカの6区分で定めるところ、改正後はア、建築物の建築、修繕又は模様替の場合（この項のイに掲げる場合を除く。）、床面積の合計により現行のアを（ア）に、イを（イ）に、ウを（ウ）に、エの500平方メートルを300平方メートルに改め、（エ）とし、オ、カを削除し、それぞれ1件につき手数料の額を定め、イ、建築基準法施行令第10条第1号、第3号又は、30ページになります。第4号に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替の場合、床面積の合計によりアの（ア）（イ）（ウ）と同じ区分とし、それぞれ1件につき手数料の額を定め、20の項は1件につき手数料の額をそれぞれ改め、21の項は建築基準法の引用条項を第18条第17項から第18条第21項に改め、現行の区分を改正後の19の項のア、イと同じ区分にあるため、それぞれ1件につき手数料の額を定め、31ページになります。22の項は

1 件につき手数料の額を改め、37 の項は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24 年法律第84 号）の後に「。以下この項において「法」という。）」を加え、アの全文を改め、一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1 戸のものに限る。（ア）において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額、32 ページになります。（ア）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28 年経済産業省・国土交通省令第1 号。以下この項から43 の項までにおいて「基準省令」という。）第10 条第2 号イ（2）及びロ（2）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合、住宅の戸数1 戸の場合1 件につき手数料の額及び「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5 条第1 項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項、次項、42 の項及び43 の項において「評価機関審査」という。）」、33 ページになります。を受けた場合にあっては」の手数料の額をそれぞれ定め、（イ）を（ア）に掲げる場合以外の場合、住宅の戸数1 戸の場合1 件につき手数料の額及び「評価機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額をそれぞれ定め、イの全文を改め、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、次項、42 の項及び43 の項において同じ。）の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1 戸のもの除く。以下イ及びウにおいて同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（ウに掲げる場合を除く。）、当該申請に係る1 棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、（ア）に定める額に、34 ページになります。（イ）に定める額を加えた額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、（ア）に定める額）、（ア）次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額、住宅の戸数が a、2 戸以上5 戸以内のもの、b、6 戸以上10 戸以内のもの、c、11 戸以上25 戸以内のものに区分し、それぞれ1 件につき手数料の額及び「評価機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額をそれぞれ定め、（イ）次に掲げる当該申請の対象、35 ページになります。である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額、床面積の合計が300 平方メートル以内のもの、1 件につき手数料の額及び「評価機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額をそれぞれ定め、ウの全文を改め、改正後のイの条文の最初に「基準省令第10 条第2 号イ（2）及びロ（2）に適合している」を加え、「複合建築物の住宅部分の」を「複合建築物の住宅部分に係る」に改め、「ウに掲げる場合を除く」を削除し、イの（ア）（イ）と同じ区分でそれぞれ1 件につき手数料の額及び「評価機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額をそれぞれ定め、37 ページになります。エの全文を改め、住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額、（ア）（イ）に掲げる場合以外の場合、次に掲げる当該申請に係る1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の面積の合計の区分に応じ、次に定める額、床

面積の合計が300平方メートル以内のもの、1件につき手数料の額及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査、38ページになります。「以下この項、次項、42の項及び43の項において「判定機関審査」という。）を受けた場合にあっては」の手数料の額をそれぞれ定め、（イ）当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項のオ（イ）において同じ。）で計算して認定を申請する場合、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額、39ページになります。床面積の合計が300平方メートル以内のもの、1件につき手数料の額及び「判定機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額をそれぞれ定め、オの全文を改め、複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、この項の第3欄のア及びエに規定する額を合計した額とすると定め、カの全文を改め、複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、この項の第3欄のイ及びエまたはウ及びエに規定する額を合計した額とすると定め、キの全文を改め、法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する額に19の項の規定により算定した額を加算した額とすると定め、現行のクを削除するものであります。

38の項は、改正後の前項37の項の変更認定に関する定めであり、条文は改正後の37の項に準じ、「都市の低炭素化の促進に関する法律」の次に「（以下この項において「法」という。）」を加え、アの完了の予定時期の「の」を削除し、「1戸または1棟につき」を「1棟につき」に改め、40ページになります。イの全文を改め、37の項のアの条文の「認定」を「変更認定」に改め、（ア）（イ）の区分でそれぞれ1件につき手数料の額及び「評価機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額を定め、41ページになります。ウの全文を改め、37の項のイの条文の「認定」を「変更認定」に改め、「イ及びウ」を「ウ及びエ」に改め、「ウに掲げる」を「エに掲げる」に改め、（ア）（イ）の区分でそれぞれ1件につき手数料の額及び「評価機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額を定め、42ページのエ及び44ページのオの全文を改め、37の項のウ及びエの条文の「認定」を「変更認定」にそれぞれ改め、（ア）（イ）の区分でそれぞれ1件につき手数料の額及び「評価機関審査または判定機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額をそれぞれ定め、45ページになります。カの全文を改め、37の項のオの条文の「認定」を「変更認定」に、「ア及びエ」を「イを及びオ」にそれぞれ改め、キの全文を改め、37の項のカの条文の「認定」を「変更認定」に「イ及びエ又はウ及びエ」を「ウ及びオ又はエ及びオ」にそれぞれ改め、キの次にクを加え、37の項のキの条文の最

初に「法第55条第2項において準用する」を加えるものであります。

46ページになります。39の項を建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料とし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項、建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とし、アからオまで区分し、アは住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額として基準省令の適合対象項目及び床面積の合計により、（ア）aまたはb、（イ）aまたはbと区分し、それぞれ1件につき手数料の額を定め、47ページになります。イは、共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額として、基準省令の適合対象項目により（ア）（イ）と区分し、床面積の合計が300平方メートル以内のものについてそれぞれ1件につき手数料の額を定め、48ページになります。ウは、住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、または計画を通知する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額として、基準省令の適合対象項目により（ア）（イ）（ウ）と区分し、床面積の合計が300平方メートル以内のものについて、それぞれ1件につき手数料の額を定め、49ページになります。エは、住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の第3欄のア及びウに規定する額を合計した額とすると定め、50ページになります。オは、共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の第3欄のイ及びウに規定する額を合計した額とすると定めるものであります。

40の項を建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料とし、改正後の前項、39の項の変更申請についての定めであり、条文の内容は39の項に準じ、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。アは、39の項のアの条文と同じとし、（ア）（イ）を床面積の合計によりaまたはbに区分し、それぞれ1件につき手数料の額を定め、51ページになります。イは、39の項のイの条文と同じとし、（ア）（イ）を床面積の合計が300平方メートル以内のもの、1件につき手数料の額をそれぞれ定め、52ページになります。ウは、39の項のウの条文と同じとし、（ア）（イ）（ウ）の床面積の合計が300平方メートル以内のもの、1件につき手数料の額をそれぞれ定め、53ページになります。エ及びオは、39の項のエ及びオと同じ条文とするものであります。

54ページになります。41の項を建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証

明書交付手数料とし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条、軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額、アからオに区分し、ア、イ、ウは改正後の前項40の項のア、イ、ウの各条文中「判定を申請し、又は計画を通知」を「書面を交付」に改め、（ア）（イ）の「申請し、又は計画を通知する」を「受けていた」にそれぞれ改め、同様に1件につき手数料の額をそれぞれ定め、56ページになります。エ及びオは、40の項のエ及びオの各条文中「判定を申請し、又は計画を通知」を「書面を交付」にそれぞれ改めるものであります。

57ページになります。42の項を建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料とし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第29条第1項として、アからケに区分し、アは一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（ア）、（イ）及び（ウ）において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合、基準省令への適合対象項目及び床面積の合計に応じて、（ア）（イ）（ウ）をそれぞれaまたはbに区分し、それぞれ1件につき手数料の額及び「評価機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額を定め、59ページになります。イは、共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下イ、ウ及びエにおいて同じ。）60ページになります。の住宅部分の認定を申請する場合（ウ及びエに掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、（ア）に定める額に（イ）に定める額を加えた額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、（ア）に定める額）、（ア）次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額、住宅の戸数がa、2戸以上4戸以内のもの、b、5戸以上15戸以内のものに区分し、それぞれ1件につき手数料の額及び「評価機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額を定め、61ページになります。（イ）次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額、床面積の合計が300平方メートル以内のもの、1件につき手数料の額及び「評価機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額を定め、ウはイの条文の最初に「基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に適合している」を加え、「ウ及びエに掲げる場合を除く」を削除し、「住宅部分の認定」を「住宅部分に係る認定」に改め、有さない建築物の後の「又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅」を削除し、住宅の戸数又は床面積の合計に応じて、（ア）aまたはb、（イ）に区分し、それぞれ1件につき手数料の額及び「評価機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額を定め、62ページになります。エは、ウの条文中、基準省令第10条第2号イ「（1）」を「（2）」に改め、ロ（2）の後の「又はイ（2）及びロ（1）」を削除し、それぞれ1件につき手数料の額及

び「評価機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額を定め、64ページになります。オは、住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合、基準省令への適合対象項目に応じて（ア）（イ）に区分し、床面積の合計が300平方メートル以内のものについて、それぞれ1件につき手数料の額及び「判定機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額を定め、65ページになります。カは、複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、この項の第3欄のア及びオに規定する額を合計した額とすると定め、キは複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、この項の第3欄のイ及びオ、ウ及びオ又はエ及びオに規定する額を合計した額とすると定め、66ページになります。クは、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、同項に規定する申請建築物（以下この項及び次項において「申請建築物」という。）及び同条第3項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれぞれについてこの項の規定により算定した額を合計した額とすると定め、ケは法第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する額に（19）の項の規定により算定した額（申請建築物に係る手数料の額に限る。）を加算した額とすると定めるものであります。

43の項を建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料とし、改正後の前項、42の項の変更認定についての定めであり、条文の内容は42の項に準じ、アは工事の着工予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合、1棟につき手数料の額を定め、イは42の項のアの条文中「認定」を「変更認定」に改め、それぞれ1件につき手数料の額及び「評価機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額を定め、69ページになります。ウは、42の項のイの条文中「認定」を「変更認定」に改め、「以下イ、ウ及びエ」を「以下ウ、エ及びオ」に改め、「ウ及びエに掲げる」を「エ及びオに掲げる」に改め、それぞれ1件につき手数料の額及び「評価機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額を定め、70ページのエ、72ページのオ、73ページのカは、それぞれ42の項のウ、エ、オの条文中「認定」を「変更認定」に改め、それぞれ1件につき手数料の額及び「評価機関審査又は判定機関審査を受けた場合にあっては」の手数料の額を定め、75ページになります。キは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合、前項（ク及びケを除く。）の規定の例により算定した額と定め、クは42の項のカの条文中「認定」を「変更認定」に改め、「ア及びオ」を「イ及びカ」に改め、ケは42の項のキの条文中「認定」を「変更認定」に改め、「イ及びオ、ウ及びオ又はエ及びオ」を「ウ及びカ、エ及びカ又はオ及びカ」に改め、ケの後にコを加え、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該計画の変更に係る建築物1棟ごとにこの項の規定により算定した額を合計した額とすると定め、コの後にはサを加え、42の項の

ケの条文中、最初に「法第31条第2項において準用する」を加えるものであります。

76ページになります。以下、現行39の項から現行41の項までを1項ずつ繰り下げるものであります。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 議案第22号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 （登壇） 議案第22号 砂川市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。児童手当法の一部が改正されたことに伴い、災害遺児手当に係る支給の制限の規定を削除するとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。なお、現在市内で災害遺児手当を受給されている世帯はございません。

次のページをお開き願います。砂川市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第22号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第1条は、目的の定めであり、同条中「扶養している」を「養育している」に改めるものであります。

第3条は、受給資格の定めであり、同条中「手当」の次に「の受給資格を有する者（以下「受給資格者」という。）」を加え、「養育する」を「養育している」に改めるものであります。

第7条は支給の制限の定めであり、これを削除し、未支給の手当の定めである第8条を第7条とし、受給資格の喪失の定めである第9条を第8条とするものであります。

第10条は、届出の義務の定めであり、同条中「第9条第1号」を「前条第1号」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条を第9条とするものであります。

4ページになります。第11条は、手当の返還の定めであり、同条中「一に」を「いずれかに」、「取消し」を「取り消し」に改め、同条第1号中「、その他」を「その他」に改め、同条第2号中「扶養」を「養育」に改め、同条を第10条とし、規則への委任の定めである第12条を第11条とするものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 （登壇） 議案第 2 5 号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び砂川市地域交流センター条例第 7 条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市地域交流センターであり、砂川市東 3 条北 2 丁目 3 番地 3 であります。

2、指定管理者の名称は、特定非営利活動法人ゆうであります。

3、管理を行わせる期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までであります。

指定の理由であります、砂川市地域交流センターについては、特定非営利活動法人ゆうが指定管理者として管理運営体制が維持されており、その実績により、継続して当該法人を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 （登壇） 私から議案第 2 6 号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び砂川市ふるさと活性化プラザ条例第 6 条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市ふるさと活性化プラザであり、所在地は砂川市北光 3 3 6 番地 7 であります。

2、指定管理者の名称は、砂川ハイウェイオアシス観光株式会社であります。

3、管理を行わせる期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までであります。

指定の理由であります、砂川市ふるさと活性化プラザにつきましては、砂川ハイウェイオアシス観光株式会社が指定管理者として管理運営体制が維持されており、その実績により、継続して当該法人を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 （登壇） 議案第 2 7 号 砂川市まちなか交流施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び砂川市まちなか交流施設条例第 7 条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市まちなか交流施設で、所在地は砂

川市西1条北2丁目1番20号であります。

2、指定管理者の名称は、砂川商工会議所・砂川観光協会共同事業体であります。

3、管理を行わせる期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市まちなか交流施設の管理運営に当たっては、市内の各団体や商工業者との連携した取組や市と連携・連動した事業を行うことが重要であることから、市内の各団体や商工業者との関わりが深い公共的団体であり、これまで本施設の管理運営を担うことを目標に協議を重ねてきた当該団体を指定するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 私から議案第7号 令和7年度砂川市一般会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ235億9,800万円と定めるものであります。この予算は、令和6年度予算と比較いたしますと79億6,200万円の増となり、対前年比で50.9%の増となったところであります。

第2条は、継続費であります。9ページ、第2表、継続費に記載のとおり、10款教育費、1項教育総務費の義務教育学校建設移転業務委託3,687万3,000円について、令和7年度、令和8年度の2か年の継続事業として総額及び年割額を定めるものであります。

第3条は、債務負担行為であります。10ページ、第3表、債務負担行為に記載のとおり、ごみ収集運搬委託について、期間を令和7年度から令和18年度まで、限度額を19億2,077万9,000円と定めるものであります。

第4条は、地方債であります。11ページ、第4表、地方債に記載のとおり、公営住宅建設事業債以下6件について、限度額の合計を63億9,130万円と定めるものであります。

第5条は、一時借入金であります。一時借入金の借入れの最高額を30億円と定めるものであります。

第6条は、歳出予算の流用であります。同一款内で各項の間の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合と定めるものであります。

それでは、内容の説明を申し上げますが、市政執行方針の29ページ、令和7年度予算大綱説明資料を添付しておりますので、こちらに沿って説明してまいります。歳出から説明いたしますので、32ページをお開きいただきたいと存じます。予算書におきまして事業ごとに説明をしておりますので、説明資料につきましても同様の表示としたところであ

ります。説明資料につきましては予算書のページを記載しておりますが、ページにつきましては省略して説明させていただきます。また、各項目の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。なお、括弧内の数字は前年度予算額であります。それでは、二重丸及びアンダーラインの事業を中心に説明をまいります。

1 款議会費は9, 7 2 9 万 9, 0 0 0 円で、前年度と比較して4 2 万 3, 0 0 0 円の減となります。

2 款総務費は1 4 億 6, 7 2 4 万 1, 0 0 0 円で、前年度と比較して3 億 8, 4 0 3 万 3, 0 0 0 円の増となります。

1 目一般管理費の一つ丸、職員事務に要する経費で人材育成システム導入委託料6 8 9 万 8, 0 0 0 円は、職員の資格情報管理や適正配置、人事評価等、人材、人事管理に関わる事務の効率化を図るため、システムを新たに導入するものであります。

5 目財産管理費の一つ丸、財産管理に要する経費で公共施設等総合管理計画策定委託料5 5 5 万 5, 0 0 0 円は、平成2 7 年度に策定した砂川市公共施設等総合管理計画の計画期間が今年度をもって終了することから、今後においても市の公共施設について市民の安全な施設利用を確保し、市民の求める機能を兼ね備えた施設としていくため、令和8 年度から令和1 7 年度までの1 0 年を計画期間とする新たな計画を策定するものであります。同じく一つ丸、公用車の管理に要する経費で車両購入費5 4 5 万 7, 0 0 0 円は、計画的に更新している公用車の本年度計画分2 台の更新費用であります。

1 0 目市民生活推進費の一つ丸、消費対策に要する経費で滝川地方消費者センター負担金1 0 6 万 3, 0 0 0 円は、平成2 4 年度より消費生活相談業務を砂川消費者協会に委託していましたが、消費生活相談内容の高度化や相談員の人材不足等により砂川消費者協会での受入れが困難となったことから、広域的対応をしている滝川地方消費者センターへ依頼し、消費生活相談に係る経費の砂川市分を負担するものであります。

1 1 目情報化推進費の一つ丸、情報化推進に要する経費でクラウド型オフィスソフト構築委託料3 7 8 万 7, 0 0 0 円は、現在職員が使用しているパソコンのマイクロソフトオフィスのサポートが今年1 0 月で終了することから、今後は安定して使用できるクラウド型のマイクロソフト3 6 5 を導入するための経費であり、デジタルトランスフォーメーション推進業務委託料1 4 1 万 6, 0 0 0 円は、国はD X 推進のマネジメントを担う外部人材の積極的な任用を求めており、砂川市デジタルトランスフォーメーション推進本部長補佐官業務について委託するものであり、セキュリティー向上ツール利用料1 5 万円は、購入予定のマイクロソフト3 6 5 のセキュリティー更新等を行うための認証中継機能を備えたJ-L I S の自治体情報セキュリティー向上プラットフォームの利用料であり、備品購入費1 3 6 万 9, 0 0 0 円は、計画的に更新している共用パソコン5 台及びプリンター3 台等の購入費用であります。

12目電算管理費の一つ丸、電算管理に要する経費で情報システム標準化・共通化業務委託料1億2,726万1,000円は、住民記録システム等既存の情報システムを標準準拠システムへ移行し、稼働環境を庁舎内のサーバーからガバメントクラウド上へ移設するものであり、ガバメントクラウド利用料3,903万8,000円は情報システム標準化・共通化に伴うガバメントクラウド使用料であります。同じく一つ丸、財務会計システムに要する経費でシステム更改委託料2,610万5,000円、サーバー構築委託料287万1,000円、システム保守料264万7,000円は、現行の財務会計システムのサーバーOSサポート終了に伴い、財務会計システムを更改するとともに関連システムと連携するための改修を行うものであり、備品購入費173万7,000円は、これらの更改に伴い、外局用のパソコン等7台分を更新するものであります。同じく二重丸、電子請求システムに要する経費165万1,000円は、事業者においては請求書の電子化が加速していることから、市においても請求書を電子で取り扱う体制を構築することで事業者の負担軽減を図り、併せて市の内部業務の効率化を推進するものであります。同じく二重丸、電子契約システムに要する経費515万7,000円は、従来より紙で作成している契約書をインターネット上で電磁的記録により作成することで市と事業者双方の業務効率化と費用負担の削減を図るものであります。

1目徴税費の一つ丸、市税の賦課事務に要する経費で土地鑑定評価委託料330万3,000円は、固定資産税における土地の評価については3年に1度評価替えを行っており、令和9年度の評価替えに向け、評価の適正化を図り、評価替え業務を円滑、効率的に実施するため、不動産鑑定士の鑑定評価を活用するものであります。同じく一つ丸、市税の徴収事務に要する経費で情報システム標準化・共通化業務委託料783万4,000円は、滞納管理システムについて国で定める業務の標準化・共通化への移行に向けて必要な環境構築業務を行うものであります。

1目戸籍住民基本台帳費の一つ丸、戸籍住民基本台帳に要する経費で事務補助員報酬68万2,000円、振り仮名の法改正に伴う通知書作成委託料237万2,000円、戸籍システム改修委託料61万6,000円は、氏名の振り仮名の法制化に伴い、戸籍へ氏名の振り仮名を記載する業務に対応するための費用であり、情報システム標準化・共通化業務委託料1,177万円は国で定める業務の標準化・共通化への移行に向けて必要な環境構築業務を行うものであります。また、戸籍クラウド利用料293万3,000円は、これまで中空知広域市町村圏により共同運用していた戸籍総合管理システムから道内自治体間で利用する北海道クラウド基盤へ移行し、利用する際の費用であり、備品購入費197万円は、現在使用中の契印機の老朽化に伴い更新するほか、マイナンバーカードや電子証明書の更新及びマイナ保険証へのひもづけ等により来庁者の増加が予想されることから、来庁者の待ち時間の明確化を図るため、窓口発券機を購入するものであります。同じく一つ丸、住民票等コンビニ交付サービスに要する経費で情報システム標準化・共通化業務委

託料５５０万円は、情報システム標準化・共通化に伴うシステム改修を行うものであります。

２目参議院議員選挙費の二重丸、参議院議員選挙の執行に要する経費１，６３６万７，０００円は、今年度を実施される参議院議員選挙を執行する経費であります。同じく二重丸、オンデマンド型移動期日前投票所巡回事業に要する経費３８万２，０００円は、今年度を実施される参議院議員選挙の執行に伴い、高齢や障がいなどにより投票所までの移動が困難な方の投票機会を確保するため、事前予約により、期日前投票期間中に投票箱を積んだワゴン車、移動期日前投票所を巡回させ、車内での期日前投票を受け付けるものであります。

１目統計調査費の二重丸、国勢調査に要する経費１，０７９万５，０００円は、５年に１度実施される国勢調査を実施するための調査員報酬、調査区要図作成委託など国勢調査実施に係るものであります。

次に、３３ページ、３款民生費は２５億２，７５０万２，０００円で、前年度と比較して６，４２０万１，０００円の減となります。

１目社会福祉総務費の一つ丸、民生委員の活動に要する経費で退任民生委員記念品１０万円は、民生児童委員、主任児童委員の３年ごとの一斉改選に際し、退任される方に対し、記念品を贈呈するためのものであります。

２目障害者福祉総務費の一つ丸、障害者福祉システムに要する経費でシステム改修委託料４６万４，０００円は、１０月から開始される新たな障害福祉サービスである就労選択支援に対応するため、障害者福祉システムを改修するものであり、情報システム標準化・共通化業務委託料７９９万３，０００円、システム使用料１１３万７，０００円は、障害者福祉システムにおける標準化に向けた費用及びシステム使用料であります。

６目老人福祉費の二重丸、南吉野老人憩の家建替事業９２０万７，０００円は、設置から５０年以上が経過する南吉野老人憩の家について建物の老朽化が著しい状況にあることから、利用する地元の１０町内会から建て替えの要望があり、地域におけるコミュニティ施設の必要性や今後の管理運営について協議を行った結果、次年度の建て替えに向けた実施設計及び建物解体に係る調査を実施するものであります。

８目ふれあいセンター費の一つ丸、ふれあいセンターの管理に要する経費で外壁等改修工事費６，１２１万５，０００円は、ふれあいセンターは開設から３５年を迎えることから計画的に施設整備を進めており、今年度は劣化している外壁等を改修し、施設の長寿命化を図るものであります。

１目児童福祉総務費の二重丸、妊婦のための支援給付に要する経費８３２万８，０００円は、これまで実施してきた出産・子育て応援事業について国の補助事業の名称が変更されたため、新たな事業名としたものであり、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、妊婦、配偶者等に対し

て面談等により情報提供や相談等を行うとともに、給付金を支給し、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的負担の軽減を図るものであります。

3 目子ども発達支援費の一つ丸、子ども通園センターの運営管理に要する経費で備品購入費 149 万 8,000 円は、指導員が使用しているパソコンの OS のサポート終了に伴い、パソコン 8 台等を更新するほか、片袖机等事務室内の備品及び巡回支援専門員整備事業で使用している発達検査用具セットを更新するものであります。

4 目子育て支援費の二重丸、中央地区学童保育所開設準備に要する経費 404 万 2,000 円は、令和 8 年度より市内 5 か所の小学校が統合し、義務教育学校が開校となることに伴い、学童保育所について学校内開設を予定していることから、移転経費及び経年劣化により対応できない物品を購入するものであります。同じく一つ丸、病児・病後児保育に要する経費で備品購入費 14 万円は、保育施設で使用しているパソコンの OS のサポート終了に伴い、パソコン 1 台を更新するものであります。同じく二重丸、子ども家庭センター事業に要する経費 442 万 9,000 円は、本年度から母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営する新たな体制として市役所内に保健師等の職員を配置した子ども家庭センターを開設し、関係機関との連携を図りながら、切れ目のない包括的な支援の実現に向けて子育て世帯等への相談支援や情報提供に取り組むものであります。同じく一つ丸、すこやか子育て応援事業に要する経費で乳児すこやか応援クーポン券補助金 531 万円は、これまで乳児の保護者に対して支給してきた乳児すこやか応援クーポン券の支給額を増額するとともに使用期限を延長し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るものであります。

5 目保育所費の一つ丸、保育所の運営管理に要する経費で空知太保育所照明 LED 化改修工事費 561 万円は、施設照明を LED 化するものであります。同じく一つ丸、一時保育に要する経費で一時保育利用者負担軽減補助金 51 万 9,000 円は、低所得世帯等の一時保育の利用における経済的負担を軽減し、必要に応じて支援を受けることを促進するため、利用に係る保育料の助成を行うものであります。

1 目生活保護総務費の一つ丸、生活保護事務に要する経費でシステム改修委託料 66 万円は、被保護世帯の子供が高校卒業後に就職する場合の新生活立ち上げの費用として支給される就職準備給付金の支給データを中間サーバーと情報連携するためシステムを改修するものであり、情報システム標準化・共通化業務委託料 638 万 5,000 円は、業務の標準化、共通化への移行に向けた費用であり、システム使用料 217 万 8,000 円は令和 7 年 10 月から本格稼働が予定されているシステムの利用料であります。

次に、4 款衛生費は 7 億 528 万 8,000 円で、前年度と比較して 5,186 万 6,000 円の増となります。

1 目保健衛生費の一つ丸、保健衛生対策に要する経費で情報システム標準化・共通化業務委託料 808 万 5,000 円は健康管理システムの標準化費用であり、健康管理システム改修等委託料 174 万 3,000 円は予防接種法、母子保健法、健康増進法に関する情

報システムを改修するものであり、健康管理システム使用料194万7,000円はシステムの利用に係る使用料であります。同じく二重丸、開業医誘致等に要する経費126万9,000円は、市内における開業医が減少している状況を踏まえ、今年度から開始する開業医誘致等助成制度の内容を広く周知するため、北海道医師会が発行している北海道医報及び医療関係者に広く購読されている北海道医療新聞へ広告を掲載するとともに、道内の医療系コンサルタント等に助成事業の紹介文書を送付することで地域医療体制の充実に向けた開業医の誘致等を促進するものであります。

2目予防費の感染症予防に要する経費で予防接種委託料6,546万8,000円は、これまで実施している子供の予防接種、インフルエンザ、新型コロナウイルス予防接種に加え、帯状疱疹の予防接種については令和7年4月から原則65歳の方を対象として定期接種化され、65歳を超える方についても5歳刻みで定期接種を受けられるよう5年間の経過措置が設けられることとなったため、医療機関の協力の下、接種体制を整備するとともに、罹患するリスクが高くなる定期接種外の50歳から64歳の方についても市独自に助成対象に加えて実施するものであります。同じく一つ丸、生活習慣病予防に要する経費で若年者生活習慣病予防健診委託料49万円は、早期からの生活習慣病予防への関心を高め、生活習慣病の発症予防、重症化予防につなげるため、中等度、高度肥満の割合が全国、全道と比較して高い傾向にある小学5年生及び中学2年生等を対象に健診及び保健指導を実施するものであり、今年度より子供の自己負担額を無償化するとともに、血液型検査を追加し、受診率の向上及び健康な生活習慣を有する子供の増加を図るものであります。同じく二重丸、健康づくり推進事業に要する経費162万3,000円は、市民自らが健康的な生活習慣を確立する動機づけとなるよう実施している健康ポイント事業について、今年度よりスマホアプリを導入することで申請手続やポイント付与について利便性の向上を図り、本事業への関心が低い20代から50代の年齢層の方にも参加しやすい環境の整備を進めるものであります。

3目母子保健費の二重丸、産後ケア事業に要する経費57万6,000円は、出産後1年以内の母子に対して、産後も安心して子育てができるよう産後の母子を対象とした退院の延長や退院後の宿泊型、通所型、訪問型の事業委託を市立病院等へ行い、退院後の母子に対する心身のケアや育児サポート等の対象に合わせたきめ細かい支援を行うものであり、今年度においては通所型メニューの拡大と訪問型メニューの追加により、利便性の向上を図るものであります。

4目環境衛生費の一つ丸、墓地の管理に要する経費でシステム移行委託料20万9,000円、備品購入費14万3,000円は、墓地管理システムに使用しているパソコンのOSのサポート終了に伴い、パソコン等を更新するとともにシステムの移行を行うものであります。

1目ごみ処理費の一つ丸、ごみ収集処理に要する経費で工事請負費4,167万9,0

00円は、ごみ処理場の処理施設内各槽の漏水を予防する防食塗装のほか、調整池より浸出水を引き上げる原水ポンプや機器の制御を行う中央監視盤の経年更新を行う浸出水処理施設長寿命化工事及びごみ処理場内に設置されている雨水排水管の経年劣化に伴い、更新を行う雨水排水管敷設工事であります。

次に、34ページ、5款労働費は1,361万8,000円で、前年度と比較して77万6,000円の減となります。

次に、6款農林費は1億6,279万8,000円で、前年度と比較して453万7,000円の増となります。

2目農業振興費の一つ丸、農業振興事業に要する経費で農業振興地域整備計画更新業務委託料260万7,000円は、本市の農業振興における土地利用をはじめ、各種動向を盛り込んだ計画の見直しを実施するもので、令和6年度、7年度の2か年の債務負担行為の2年目となるものであり、施設園芸渇水対策支援補助金207万3,000円は、北海土地改良区水利及び河川水利のない地域において近年の高温及び降水量の不足によるため池の渇水により、施設園芸作物の生育に影響が生じ、収量の減少及び品質が低下する事態となっていることから、ため池の増設及び整備工事、農業用水運搬などの対策に係る費用の一部を助成するものであります。同じく一つ丸、鳥獣被害対策に要する経費で備品購入費60万1,000円は、近年住宅地付近でのヒグマの目撃が多発していることから、ヒグマの住宅地エリアへの侵入を防ぐため、忌避装置等を追加するものであります。同じく一つ丸、新規就農育成支援事業に要する経費で備品購入費18万4,000円は、市と就農希望者がつながる貴重な機会である就農イベントで使用する備品を購入するものであり、新規就農者支援事業補助金280万7,000円は、新規就農者に対し、農用地の賃借料及び農業用機械等購入費の一部を補助するものであり、経営発展支援事業補助金750万円は、新規就農者に対し、就農後の安定的な農業経営のために必要な機械、施設の取得等の負担軽減を図るため、支援するものであります。同じく二重丸、地籍調査に要する経費27万5,000円は、農地基盤整備事業等を進めるに当たり、地籍を明確にすることで事業を円滑に行うことが可能となることから、現在進行している国土調査事業10か年計画及び北海道の10か年計画の変更申請を行うための事前準備をするものであります。

3目農業基盤整備事業費の一つ丸、農業農村整備に要する経費で道営北光袋地地区水利施設等保全高度化事業負担金2,766万3,000円は、タマネギは収穫量や品質などに天候が影響するものであり、主産地である北光袋地地区はかん水体制が整備されておらず、干ばつに対応できないことから、道営事業を活用した整備を推進するための負担金であります。

1目林業振興費の二重丸、森林経営管理に要する経費849万8,000円は、令和元年度に森林環境譲与税が創設され、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及等に要する費用に充てなければなら

らないとされているため、これまで十分な管理ができていなかった路網の改修を進め、適切な経営管理と森林整備を進めるものであります。

次に、7款商工費は2億6,835万1,000円で、前年度と比較して9億4,233万4,000円の減となります。

1目商工振興費の一つ丸、商工業振興対策に要する経費で中小企業等振興補助金574万円は、砂川市中小企業等振興条例に基づく商業地域等の空き店舗を解消し、商店街の活性化を図るため、空き店舗活用により新規出店しようとする者に対し、空き店舗賃借料の一部を助成し、その起業を支援する商店街店舗整備事業、砂川お祭り広場実行委員会が企画している市民参加型のイベント費用の一部を助成する商店街活性化事業、中小企業等の人材育成を目的に中小企業大学校が実施する研修の受講料の全額を助成する人材育成事業、雇用の促進や定着を図るため、従業員に対し、業務に必要な資格等を取得させる費用の一部を助成する資格等取得支援事業、従業員の市内居住の促進及び福利厚生の実施を図るため、市外から転入した従業員に事業者が支給する住宅手当の一部を助成する従業員家賃支援事業、経営者の高齢化や後継者不足等による廃業を防ぐため、事業承継に係る費用の一部を助成する事業承継促進支援事業であります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（生活者支援分）に要する経費3,828万6,000円は、商工会議所が継続して実施しているプレミアム商品券発行事業に対し、その経費の一部を補助することにより地元商店街等での消費活動を促し、商工業の活性化を図るもので、1セット6,500円の商品券をプレミアム率30%として5,000円で販売するプレミアム商品券発行事業補助金及び今年度砂川商店会連合会が実施する夏及び冬の売出しにおける商品券発行事業に対し、その経費の一部を助成することにより地元商店街における直接的な購買行動を促し、中心市街地及び商店街の活性化を図る商店会連合会商品券発行事業補助金であります。

3目観光費の二重丸、スイートロード事業補助金232万円は、お菓子の魅力でまちのイメージアップと市外からの誘客を図るため、すながわスイートロード協議会が実施する事業に要する経費の一部を補助するものであり、今年度は市内諸飲食店やスイートロード加盟店舗、観光拠点と連携したデジタルスタンプラリーを実施することでまちなか回遊を促進し、にぎわい創出や地域の活性化につなげるものであります。同じく二重丸、オートスポーツランド改善事業に要する経費79万3,000円は、オートスポーツランドのダートコースについて経年使用によりコース上の砂利が飛ばされ、くぼみができ、雪解け時や雨天時にコース全体に水たまりが発生する状態となっているため、砂利の搬入を行い、コースの整備を行うものであります。

4目活性化プラザ費の一つ丸、活性化プラザの管理に要する経費で管理委託料1,091万5,000円は、砂川ハイウェイオアシス館内の冷暖房設備について、館内を巡回している温冷水用配管の機械室内部分の改修に係る本市負担分及び非常用照明の交換作業を行うものであります。

5 目駅前地区整備事業費の二重丸、駅前地区整備事業費 6, 983 万 6, 000 円は、まちなか交流施設の 4 月末供用開始に向け、リーフレットやチラシの作成及び情報誌への掲載による PR 活動を行うほか、にぎわい創出に向けて指定管理による施設の管理運営を行うための人件費及び維持管理費等の管理委託料であります。工事請負費の屋外分煙施設設置工事は、市民意見を踏まえ、分煙施設を設置するものであり、施設においては飲食や物販のイベントなど商業性の高い利用を予定しており、イベントなどの際に多くの人が集まることによって懸念される施設周辺での喫煙による受動喫煙や吸い殻の廃棄による環境悪化を防止し、たばこを吸う方、吸わない方の双方が快適に利用できる施設環境を整えるため駐車場に分煙施設を設置する工事であり、国道歩道案内看板設置工事は、国道歩行者に対し施設を案内し、認知度を高めるため、国道上下線に案内看板を設置する工事であります。備品購入費は、供用開始に向け、子供から高齢者まで快適に利用できるよう、家具類及び遊具等の購入のほか、施設管理に必要な備品等を購入するものであります。

次に、8 款土木費は 16 億 8, 185 万 4, 000 円で、前年度と比較して 1 億 5, 166 万円の増となります。

2 目道路橋梁維持費の二重丸、道路橋梁の修繕工事費 6, 247 万 9, 000 円は、東正和橋修繕工事及び東 1 線排水修繕工事、東峯橋修繕工事の設計委託であります。

3 目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費 5 億 8, 967 万 9, 000 円は、改良舗装等工事 13 路線、測量設計委託 5 件、街路灯設置等工事であります。

次に、35 ページ、1 目河川費の二重丸、護岸改修事業費 4, 726 万 5, 000 円は、樋口川護岸改修工事及び南 5 号川護岸改修工事であります。

1 目都市計画総務費の二重丸、JR 砂川駅設備改善事業に要する経費 14 万 9, 000 円は、高齢者や障がい者などをはじめとする市民が安全かつ快適に利用できるように引き続き JR 北海道との協議検討を進めるとともに、ホーム待合室の維持管理を行うものであります。

2 目公園管理費の一つ丸、公園の維持管理に要する経費で修繕料 3, 020 万 5, 000 円は、北光公園内の北光沼の水草処理が主なものであり、公園施設実勢価格調査委託料 50 万円は、大型遊具を設置する際に必要となる設計単価を策定する調査であり、工事請負費 6, 141 万 4, 000 円は、公園の利用促進や安心して子育てができる環境づくりのため、健全度判定等で改善が必要と判断された 10 公園 23 施設の更新整備を行う公園施設更新工事及び老朽化している 5 か所の公園遊具の修繕を行う公園施設長寿命化遊具修繕工事であります。

1 目市営住宅管理費の一つ丸、市営住宅の管理に要する経費で公営住宅等長寿命化計画策定委託料 591 万 8, 000 円は、令和 3 年度に策定した砂川市公営住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化改善工事等を計画的に進めてまいりましたが、想定を超える建築資材の高騰など公営住宅を取り巻く環境が大きく変動したことから、計画の見直しを行うも

のであり、工事請負費１億３，４８１万６，０００円は、北光団地Ａ棟の改修を行う北光団地屋根外壁改善工事、宮川中央団地西６条１１号棟から１３号棟及びやすらぎの家の物置の改修を行う宮川中央団地物置改修工事、公営住宅集中給油システムの耐用年数が経過した南吉野団地３号棟、６号棟及び石山団地１号棟、２号棟の更新を行う公営住宅集中給油システム更新工事、耐用年数の経過及び老朽化に伴い、電気温水器１０台の更新を行うやすらぎの家電気温水器改修工事であります。同じく一つ丸、改良住宅の管理に要する経費で工事請負費４，７０５万８，０００円は、階段共用部の手すり等の設置工事を行う宮川中央団地共用部階段改修工事、灯油タンクの老朽化に伴う改修を行う宮川中央団地灯油タンク改修工事であります。

２目住宅管理費の二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費８，０００万円は、今年度から高齢者等安心住まいる住宅改修補助金を永く住まいる住宅改修補助金と統合し、一部上限額を見直すなど拡大するとともに、まちなか住まいる補助金については補助金対象エリアをまちなか居住区域及びその他の区域から都市計画区域全域へ拡大し、補助額を建築費用の割合から一定額へと見直し、利便性の向上を図ってまいります。また、老朽住宅除却費補助金については、構造などによる区分けを廃止し、上限額を見直す拡大を図るものであります。同じく二重丸、住み替え支援事業に要する経費３，２７９万３，０００円は、今年度から登録物件促進補助金の名称を空き家バンク成約補助金に変更し、子育て支援補助金は子供の年齢に応じて補助額を増額するほか、同居近居促進補助金と医療・介護従事者移住定住促進補助金を廃止し、新たにこれらを包含し、支援を強化した子育て世帯住み替えサポート補助金と市内企業就労者定住促進補助金を創設し、制度の充実を図るものであります。

次に、９款消防費は５億２，７９１万５，０００円で、前年度と比較して１億３，８７５万４，０００円の増となります。

２目災害対策費の一つ丸、災害対策に要する経費でコンテナ型トイレ借上料２９万２，０００円は、災害時のトイレ確保の重要性を認識し、コンテナ型トイレを優先的に確保する協定を締結したことから、災害時において市民に安心して使用してもらうことを目的に防災イベント等での使用及び展示を行うためのものであり、備蓄品購入費４０万８，０００円は、賞味期限が迫る非常用食料品等を購入し、備蓄を進めるものであります。

○議長 多比良和伸君 議案第７号の提案中ではありますが、午後１時まで休憩します。

休憩 午前１１時５３分

再開 午後 １時００分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて議案第７号の提案説明を続けます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 （登壇） 私から引き続き議案第７号 令和７年度砂川市一般

会計予算についてご説明申し上げます。

市政執行方針の令和7年度予算大綱説明資料の35ページをお開きいただきたいと存じます。中段の10款教育費からになります。10款教育費は96億5,717万1,000円で、前年度と比較して79億6,847万1,000円の増となります。

2目事務局費の二重丸、市立小中学校の適正規模・適正配置に要する経費347万4,000円は、小中学校の統合に関する事項を協議する統合準備委員会を引き続き設置し、適正配置等に必要な具体的事項の調査、協議を行うほか、閉校する小中学校の記念事業に対し、交付金を交付するものであります。同じく二重丸、小中一貫教育推進に要する経費26万6,000円は、今年度から小中一貫教育を導入するに当たり、小中一貫教育推進委員会を引き続き設置し、具体的事項の調査、協議を行うものであります。同じく二重丸、砂川市高等学校教育を考える会に要する経費30万3,000円は、高等学校の教育の在り方や活性化に寄与するための具体的支援、方策について協議及び検討を行うための砂川市高等学校教育を考える会の運営に必要な経費であります。同じく一つ丸、その他事務局に要する経費の学校図書管理システム導入委託料48万9,000円は、令和8年度の義務教育学校開校に向けて各小中学校に蔵書されている図書の管理方法を統一するため、蔵書管理及び貸出し、返却に対応したシステムを導入するものであります。

3目義務教育学校建設事業費の二重丸、義務教育学校建設事業費85億6,617万5,000円は、令和8年4月の義務教育学校開校に向けて、令和5年度から8年度の継続事業の3年度分となる移転支援業務等委託、令和7年度、8年度の継続事業の初年度分となる移転業務委託を行うほか、基本設計、実施設計に基づく義務教育学校建設工事、単年事業分として太陽光発電設備等設置工事、木製家具製作工事、陸上グラウンド整備工事、用地買収、什器備品購入等を行うものであります。同じく二重丸、開校準備に要する経費1億2,289万2,000円は、令和8年度の義務教育学校開校に当たり、遠距離通学となる児童生徒の通学支援を行うため、スクールバスを5台購入するとともに、乗降者管理用のICT機器等を購入するほか、校旗や運動会用の優勝旗等の購入が主なものであります。

1目小学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で備品購入費1,320万6,000円は、豊沼小学校プールの上屋シートが経年劣化による破損が激しいことから、上屋シートを購入するほか、AEDを更新する経費が主なものであります。同じく一つ丸、GIGAスクール整備に要する経費で情報端末設定等作業委託料249万7,000円は、小学校で使用されているGIGA端末の更新に当たり、設置作業及びクラウド等の初期設定作業を委託するものであり、フィルタリングサービス導入委託料96万8,000円は、児童がGIGA端末を利用するに当たり、より安心、安全なインターネット環境を整備するため、新たなフィルタリングサービスを導入するものであり、備品購入費2,661万2,000円は、現在使用しているGIGA端末が耐用年数を迎えることから、更新する

ものであります。

2 目小学校教育振興費の二重丸、市費教員任用に要する経費 1, 0 7 6 万 1, 0 0 0 円は、豊沼小学校及び北光小学校の複式学級に児童の学習をサポートする支援員を配置する経費であります。同じく一つ丸、インターネット接続に要する経費で校務用パソコンウイルス対策ソフト導入委託料 4 3 万 2, 0 0 0 円は、教職員が使用している校務用パソコンのウイルス対策として、より強固なセキュリティーを構築するためのウイルス対策ソフトを導入するための経費であります。

1 目中学校管理費の一つ丸、G I G A スクール整備に要する経費で情報端末設定等作業委託料 1 5 2 万 9, 0 0 0 円、フィルタリングサービス導入委託料 6 7 万 1, 0 0 0 円、備品購入費 1, 5 5 6 万 3, 0 0 0 円は、それぞれ先ほどご説明した小学校管理費の一つ丸、G I G A スクール整備に要する経費と同様の事業内容であります。

次に、3 6 ページ、2 目中学校教育振興費の二重丸、教師用教科書・指導書に要する経費 2 7 2 万 5, 0 0 0 円は、今年度からの中学校教科書改訂に伴い、教職員の指導方法の平準化を図り、各生徒が均一な学習が受けられるよう、新たに教師用教科書及び教師用指導書を購入するものであります。同じく一つ丸、インターネット接続に要する経費で校務用パソコンウイルス対策ソフト導入委託料 1 7 万 7, 0 0 0 円は、小学校と同様に教職員が使用している校務用パソコンのウイルス対策として、より強固なセキュリティーを構築するためのウイルス対策ソフトを導入するための経費であります。同じく一つ丸、その他教育振興に要する経費で自転車用ヘルメット購入費補助金 1 4 6 万円は、自転車乗車時の安全を確保することを目的に中学校通学時のヘルメット着用を義務化することから、ヘルメット購入費の一部を補助するものであります。

1 目社会教育費の一つ丸、芸術文化事業に要する経費で芸術文化振興補助金 6 万 2, 0 0 0 円は、芸術文化活動の奨励及び振興を図るため、芸術文化活動に係る大会等を市内で主催する団体及び大会等に市を代表して出場する者に対し、当該経費の一部を補助するものであります。同じく一つ丸、地域交流センターの運営管理に要する経費で工事請負費 1 億 2, 6 1 4 万 8, 0 0 0 円は、地域交流センターは平成 1 9 年 1 月に開設以来 1 8 年が経過していることから、施設環境の整備のため計画的に改修を行っており、今年度は大ホール音響設備改修工事、屋根改修工事、大ホール等照明設備改修工事、施設内照明設備 L E D 化改修工事を行うものであり、備品購入費 9 5 万 2, 0 0 0 円は事務室職員用のパソコンの更新を行うものであります。

1 目市民スポーツ推進費の一つ丸、体育振興及び指導に要する経費でスポーツ教室指導謝礼 2 3 万円は、スポーツ団体活動の充実を図るため、市内の児童生徒や指導者等を対象としたスポーツ教室を開催する経費であります。

2 目体育施設費の一つ丸、総合体育館の管理に要する経費で備品購入費 1 9 5 万 3, 0 0 0 円は、暖房能力を高めるため、総合体育館ロビーのパネル暖房機を F F 式暖房機に交

換するほか、自走式草刈り機及びAEDを更新するものであります。同じく一つ丸、海洋センターの管理に要する経費でカヌー乗降場スロープ化工事費61万2,000円は、艇庫開放事業で使用しているカヌー乗降場は、使用年数が10年以上経過し、経年劣化と損傷が進んでいることから、改修を行うものであります。同じく一つ丸、弓道場の管理に要する経費で土地借り上げ料36万8,000円は、砂川市弓道場の敷地はこれまで賃借契約により市が砂川神社から無償で借りていましたが、契約の変更に伴い、今年5月からは借り上げ料を支払うこととなったものであります。同じく一つ丸、市営野球場の管理に要する経費で修繕料106万6,000円は、市営野球場の南側に設置されている駐車場の駐車スペースを区画する白線が経年に伴い薄くなっていることから補修するものであり、備品購入費83万円は、屋外体育施設で使用している乗用草刈り機は経年劣化による故障が頻発していることから、更新を行うものであります。

1目給食センター費の一つ丸、学校給食の実施に要する経費で屋上防水改修工事費4,226万2,000円は、経年劣化によりルーフドレーンがさびで破損し、屋上の排水に支障が生じているため改修工事を行うものであり、備品購入費77万6,000円は、令和8年度の義務教育学校開校に伴い、1クラスの児童生徒数増加に対応するため、配食量に応じた食缶を新たに購入するものであります。同じく二重丸、学校給食費無償化補助金5,618万円は、安心して子供を産み育てる環境づくりのため、小中学校に在学する児童生徒の学校給食費を無償化し、保護者の経済的な負担軽減を図るものであります。

次に、11款公債費は14億6,290万円で、前年度と比較して1億569万2,000円の増となります。

次に、12款諸支出金は34億3,826万1,000円で、前年度と比較して1億2,767万円の増となります。

1目国保会計繰出金は268万2,000円の増であり、2目下水道会計繰出金は238万8,000円の増であり、3目病院会計繰出金は1億1,675万円の増であり、4目介護保険会計繰出金は5,052万4,000円の増であり、5目後期高齢者医療会計繰出金は1,532万6,000円の増であります。

次に、13款職員費は15億3,224万2,000円で、前年度と比較して3,705万1,000円の増となります。

1目職員費で一つ丸、職員の給与等に要する経費で給料で3,494万9,000円の増、職員手当等で2,199万7,000円の増、共済費で1,996万1,000円の減、災害補償費で6万6,000円の増であります。

以上が歳出であります。

次に、歳入について申し上げますが、29ページを御覧いただきたいと存じます。主なもののみ説明してまいります。1款市税は20億5,361万7,000円で、前年度と比較して1億1,078万1,000円の増となりますが、主な要因につきましては、個

人市民税で所得が上昇傾向にあるほか、令和6年度に実施された定額減税の終了に伴う増収により6,790万7,000円の増、法人市民税で2,526万3,000円の増、固定資産税で1,349万7,000円の増であります。

次に、6款法人事業税交付金は4,516万8,000円で、前年度と比較して694万6,000円の増となります。

次に、7款地方消費税交付金は4億7,900万円で、前年度と比較して900万円の増となります。

次に、9款地方特例交付金は1,253万7,000円で、前年度と比較して6,415万1,000円の減となりますが、主な要因につきましては、令和6年度に実施された個人住民税の定額減税による減収分を補填する地方特例交付金6,060万8,000円の減、固定資産税、都市計画税の軽減制度による減収を補填した地方税減収補填特別交付金354万3,000円の減が主なものであります。

次に、30ページ、10款地方交付税は56億2,900万円で、前年度と比較して2億5,600万円の増となりますが、地方財政計画では前年度比2,904億円の増額が示されているところであり、普通交付税は前年度実績から包括算定経費の6.5%の増など国で示した推計伸び率に起債償還分を加え、基準財政需要額は1億9,397万7,000円の増と見込み、基準財政収入額は市民税所得割の増などにより3,797万7,000円の増と見込み、普通交付税で差引き1億5,600万円の増とし、特別交付税は昨今の交付実績に基づき1億円の増と見込んだところであります。

次に、12款分担金及び負担金は1億7,964万3,000円で、前年度と比較して2,148万9,000円の増であり、1目民生費負担金で子ども通園センター費負担金の増などによる児童福祉費負担金1,046万8,000円の増、2目教育費負担金で給食費単価増などに伴う学校給食事業費負担金1,003万9,000円の増が主なものであります。

次に、13款使用料及び手数料は3億4,463万円で、前年度と比較して785万8,000円の減となります。

次に、14款国庫支出金は48億6,906万1,000円で、前年度と比較して28億956万円の増となります。主な要因につきましては、1目民生費国庫負担金で児童福祉費6,418万4,000円の増、生活保護費3,360万3,000円の増、2目教育費国庫負担金で公立学校施設整備費22億9,218万1,000円の増、1目土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金事業費2,015万3,000円の増、2目教育費国庫補助金で公立学校情報機器整備事業費3,080万円の皆増、へき地児童生徒援助費等事業費1,950万円の皆増、学校施設環境改善交付金事業費5,172万1,000円の皆増、3目民生費国庫補助金で児童福祉費6,870万9,000円の増、空き家対策総合支援事業費2,531万9,000円の皆減、4目総務費国庫補助金でデジタル基

盤改革支援事業費 2 億 2, 7 3 9 万円の増などであります。

次に、1 5 款道支出金は 7 億 1 9 0 万 6, 0 0 0 円で、前年度と比較して 9, 3 9 7 万 6, 0 0 0 円の増となります。主な要因につきましては、2 目民生費道補助金で児童福祉費 5, 2 7 3 万 7, 0 0 0 円の増、1 目総務費道委託金で参議院議員選挙費 1, 6 7 1 万 4, 0 0 0 円の皆増などであります。

次に、3 1 ページ、1 8 款繰入金は 1 8 億 9, 2 2 4 万 8, 0 0 0 円で、前年度と比較して 6 億 2, 2 2 0 万 1, 0 0 0 円の増となります。主な要因につきましては、財政調整基金繰入金で 8, 8 2 4 万 5, 0 0 0 円の増、ふるさと納税などの寄附金を積み立てた基金から各事業に充当するまちづくり事業基金繰入金 4 億 2, 4 7 1 万 5, 0 0 0 円の増、社会福祉事業振興基金繰入金 1 億 9 6 3 万 6, 0 0 0 円の増であります。

次に、2 0 款諸収入は 7 億 9, 4 4 8 万 1, 0 0 0 円で、前年度と比較して 5, 4 7 9 万 3, 0 0 0 円の減となります。主な要因につきましては、2 目公社貸付金収入で砂川市土地開発公社貸付金 6, 0 0 0 万円の減などであります。

次に、2 1 款市債は 6 3 億 9, 1 3 0 万円で、前年度と比較して 4 1 億 5, 1 2 0 万円の増となります。主な要因につきましては、2 目過疎対策事業債で 4 2 億 4, 2 7 0 万円の増、3 目緊急防災・減災事業債で 1 億 8 2 0 万円の増、6 目脱炭素化推進事業債で 2, 5 6 0 万円の増、廃目となる臨時財政対策債で 2, 0 2 0 万円の皆減、廃目となる地域活性化事業債で 2 億 1, 7 4 0 万円の皆減などであります。

以上が歳入であります。予算書の 2 7 8 ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書をそれぞれ添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 （登壇） 私から議案第 8 号、議案第 1 0 号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第 8 号 令和 7 年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の 2 9 3 ページを御覧願います。第 1 条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 8 億 7, 0 1 3 万 7, 0 0 0 円と定めるものであります。

第 2 条は、一時借入金であり、一時借入金の借入れの最高額は 3 億円と定めるものであります。

第 3 条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用することができると定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。3 1 8 ページを御覧願います。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費で対前年度比 7 1 5 万 5, 0 0 0 円の増額は、主に

一般管理事務に要する経費のうち、給料、職員手当の増によるものであります。なお、アンダーラインを付しておりますガバメントクラウド移行負担金427万8,000円は、北海道国民健康保険団体連合会から提供されている標準システムについてガバメントクラウドへ移行するための構築費等を北海道国民健康保険団体連合会へ支払うものであります。

320ページを御覧願います。3款1目3項1目特別対策事業費で対前年度比60万6,000円の増額は、主に医療費適正化対策に要する経費のうち、レセプト点検員に係る人件費の増によるものであります。

324ページを御覧願います。2款保険給付費、1項1目療養給付費で対前年度比2,910万円の減額、2項1目高額療養費で対前年度比45万9,000円の増額は、それぞれ令和6年度の決算見込みに基づき推計したことによるものであります。

328ページを御覧願います。3款国民健康保険事業費納付金で対前年度比4,179万2,000円の減額は、本年1月に北海道が行った令和7年度国保事業費納付金本算定により、全道の保険給付費に必要な費用を各市町村の被保険者数及び所得等の状況に応じて案分した結果、減額となったものであります。

330ページを御覧願います。4款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で対前年度比51万4,000円の減額は、主に特定健康診査等に要する経費のうち、会計年度任用職員の職員手当等人件費の増と健診委託料の減によるものであります。

334ページを御覧願います。5款基金積立金、1項1目基金積立金で対前年度比20万7,000円の減額は、国保基金積立金の減によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては297ページ、総括でご説明いたします。1款国民健康保険税は1億9,063万2,000円で、対前年度比1,746万7,000円の減額であり、主に医療給付費分及び後期高齢者支援金分に係る所得割課税対象額の減によるものであります。

3款道支出金は14億8,268万5,000円で、対前年度比4,917万1,000円の減額であり、主に保険給付費の減に伴う保険給付費等交付金普通交付金の減、保険給付費等交付金特別交付金のうち、特別調整交付金の減によるものであります。

4款財産収入は89万7,000円で、対前年度比20万7,000円の減額であり、基金運用による利子の減によるものであります。

5款繰入金は1億9,395万7,000円で、対前年度比331万8,000円の増額であり、主に一般会計繰入金のうち、需用費分の増によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の344ページから351ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 令和7年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の417ページを御覧願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,917万9,000円と定めるも

のであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。434ページを御覧願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年度比1,850万円の増額は、主にアンダーラインを付しております情報システム標準化・共通化業務委託料の増及びガバメントクラウドシステム使用料の皆増によるもので、後期高齢者医療システムについて国で定める業務の標準化・共通化に対応したシステムへの移行、運用に係る経費を支払うものであります。

436ページを御覧願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で対前年度比260万7,000円の減額は、主に事務費負担金の増及び療養給付費分負担金の減によるものであります。

438ページを御覧願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で対前年度比63万3,000円の増額は、健康診査事業費の後期高齢者健康診査委託料の減及び保健・介護一体的実施推進事業費の地域での個別支援、通いの場等への関与を実施する医療専門職の人件費の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては421ページ、総括でご説明いたします。1款後期高齢者医療保険料は2億5,789万6,000円で、対前年度比99万9,000円の増額であり、主に所得割賦課対象額の増によるものであります。

2款後期高齢者医療広域連合支出金は85万円で、対前年度比23万5,000円の増額であり、健康診査等受診率向上特別事業実施による保健事業費補助金の増によるものであります。

3款繰入金は4億5,983万2,000円で、対前年度比1,532万6,000円の増額であり、主に一般会計繰入金のうち、事業費分繰入金の増及び療養給付費分繰入金の減によるものであります。

5款諸収入は60万円で、対前年度比3万6,000円の増額は後期高齢者健康診査負担金の増によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の446ページから451ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 （登壇） 議案第9号 令和7年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の353ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億9,488万5,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じ

た場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用することができると定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。３８０ページをお開き願います。１款総務費、１項１目一般管理費でアンダーラインを付しておりますシステム改修委託料３，５４９万１，０００円は、介護保険システムの標準化に向けた改修に要する経費であります。

３８６ページをお開き願います。２款保険給付費、１項１目居宅介護サービス給付費で対前年度比１，７１８万円の増額は、訪問介護及び短期入所生活介護の前年度利用実績に基づくものであります。

３目施設介護サービス給付費で対前年度比２，１４１万５，０００円の増額は、介護老人保健施設の前年度利用実績に基づくものであります。

４０２ページをお開き願います。４款地域支援事業費、２項１目一般介護予防事業費でアンダーラインを付しております備品購入費４万２，０００円は、高齢者軽スポーツフェスティバルの参加者増加に伴い、競技に必要なボッチャボールセットを購入するものであります。

４０６ページをお開き願います。３項２目任意事業費でアンダーラインを付しておりますシステム標準化連携対応委託料１０７万８，０００円は、連携されている住民基本台帳情報の標準化に伴い、新たに導入する高齢者台帳管理システムのプログラム変更を行うものであります。同じくアンダーラインを付しております高齢者台帳管理システム導入委託料１，０９４万９，０００円は、高齢者見守り事業の情報や配食サービス利用情報などを一元管理できるよう、新たなシステムを導入するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては３５９ページの総括でご説明申し上げます。１款保険料は３億１，７４２万円で、対前年度比４７３万６，０００円の減額は第１号被保険者数の減によるものであります。

２款分担金及び負担金は３０万６，０００円で、対前年度比５万４，０００円の増額は紙おむつ利用件数の前年度利用実績に基づくものであります。

３款国庫支出金５億３３３万３，０００円で、対前年度比５７万円の減額は調整交付金の見込みの減によるものであります。

４款支払基金交付金５億４４１万円で対前年度比８１２万７，０００円の増額、５款道支出金２億９，２２１万４，０００円で対前年度比５３９万５，０００円の増額は、いずれも保険給付費の増に伴う負担ルール分の増によるものであります。

６款財産収入６８万２，０００円は、基金運用利息であります。

７款繰入金３億７，６５１万１，０００円で対前年度比７，０７９万７，０００円の増額は、システム改修委託料に伴う一般会計繰入金の増及び保険料の不足に伴う基金繰入金の増などによるものであります。

8 款繰越金、9 款諸収入につきましては、前年度と同額であります。

以上が歳入であります。予算書の 4 1 4 ページ及び 4 1 5 ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 （登壇） 議案第 1 1 号 令和 7 年度砂川市下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

お手元の予算説明書の 1 ページをお開きください。第 2 条は、業務の予定量であり、公共下水道事業は処理区域面積 8 2 3 ヘクタール、年間有収水量 1 3 1 万 1, 0 0 0 立方メートル、個別排水処理施設事業は年間有収水量 2 万 4, 6 1 1 立方メートル、主要な建設改良事業は公共下水道整備事業 5, 7 8 8 万 4, 0 0 0 円、個別排水処理施設整備事業 1, 6 1 2 万 6, 0 0 0 円とそれぞれ予定したところであります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額であり、下水道事業収益は 7 億 6, 0 4 5 万 9, 0 0 0 円、下水道事業費用は 5 億 5, 3 9 6 万 4, 0 0 0 円と予定額を定めたところであります。

2 ページをお開き願います。第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額であり、資本的収入は 1 億 3, 1 2 1 万 8, 0 0 0 円、資本的支出は 3 億 9, 0 7 9 万 2, 0 0 0 円と定め、括弧書きになります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 5, 9 5 7 万 4, 0 0 0 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6 2 4 万 9, 0 0 0 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 7, 7 3 4 万 6, 0 0 0 円及び当年度利益剰余金処分額 7, 5 9 7 万 9, 0 0 0 円で補填するものであります。

第 5 条は、債務負担行為であり、空知太中継ポンプ場改築工事について令和 7 年度から令和 8 年度までの期間で限度額を 9, 7 0 0 万円と定めるものであります。

第 6 条は、企業債であり、下水道資本費平準化債から過疎対策事業債まで、限度額の合計を 9, 8 3 0 万円と定めるものであり、起債の方法、利率及び償還の方法はそれぞれ記載のとおりであります。

3 ページを御覧ください。第 7 条は、一時借入金であり、一時借入金の限度額は 3 億円と定めるものであります。

第 8 条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定めるものであります。

第 9 条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費であり、職員給与費 3, 3 2 6 万 1, 0 0 0 円と定めるものであります。

第 1 0 条は、他会計からの補助金であり、下水道事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 1 億 8, 0 1 7 万 5, 0 0 0 円であると定めるものであります。

第 1 1 条は、利益剰余金の処分であり、当年度利益剰余金のうち 7, 5 9 7 万 9, 0 0

0円は減債積立金として処分するものと定めるものであります。

続きまして、4ページをお開き願います。実施計画及び説明書についてご説明申し上げます。なお、説明欄でアンダーラインを表示しておりますのは新規事業あるいは臨時事業であります。初めに、収益的収入であります、1款下水道事業収益、1項営業収益は1目下水道使用料の減、2目雨水処理負担金の減により、前年度より517万7,000円減の4億1,666万3,000円を予定し、2項営業外収益は主に2目他会計補助金で不明水の処理に要する経費等の増、3目長期前受金戻入で償却資産の増などにより、前年度より460万8,000円増の3億4,379万6,000円を予定したところであります。

6ページをお開き願います。収益的支出であります、1款下水道事業費用、1項営業費用は、主に1目管渠費で修繕費の増、3目流域下水道管理費で水道負担単価の改定による増、8ページになりますが、5目総係費で業務委託の事業完了に伴う減、10ページになりますが、7目資産減耗費で污水管の除却による増などにより、6ページに戻りまして、前年度より950万6,000円増の5億2,078万2,000円を予定し、10ページになります。2項営業外費用は主に1目支払利息及び企業債取扱諸費で起債の償還完了、利率の変更により前年度より303万6,000円減の3,213万2,000円を予定し、3項特別損失5万円及び4項予備費100万円はそれぞれ前年度と同額を予定したところであります。

12ページをお開き願います。資本的収入であります、1款資本的収入、1項企業債は下水道資本費平準化債及び建設改良費に充てる企業債の減に伴い、前年度より3,780万円減の9,830万円を予定し、2項出資金は流域下水道の建設に要する経費の企業債償還金で前年度より44万5,000円増の972万3,000円を予定し、3項国庫補助金は社会資本整備総合交付金事業に係る費用の減少に伴い、前年度より320万円減の2,200万円を予定し、4項分担金及び負担金は前年度より21万2,000円増の90万5,000円を予定し、5項長期貸付金収入29万円は前年度と同額を予定したところであります。

14ページをお開き願います。資本的支出であります、1款資本的支出、1項建設改良費は1目公共下水道整備事業費で、令和7年度の交付金事業につきましては15ページ、17節、説明欄に記載の委託5事業を予定しますが、工事請負費は減となり、2目流域下水道整備事業費で北海道が実施する流域下水道施設の工事費等の減、3目個別排水処理施設整備事業費で合併処理浄化槽設置工事費の増により前年度より1,330万6,000円減の1億449万6,000円を予定し、2項企業債償還金は起債の償還完了などに伴い、前年度より2,686万5,000円減の2億8,529万6,000円を予定し、3項長期貸付金100万円は前年度と同額を予定したところであります。

なお、16ページ以降につきましては財務諸表など予算に関連する資料となりますので、

ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 （登壇） 議案第12号 令和7年度砂川市病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。第2条は、業務の予定量であり、病床数は現在休床中の一般病床71床を含む87床を令和7年4月より廃止することにより87床減の365床とし、年間患者数は入院を11万1,120人、外来を22万7,354人とし、1日平均患者数は入院を304人、外来を940人としたところであります。主要な建設改良事業は、1、院舎改修事業、2、医療機械器具整備事業であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であり、病院事業収益は139億1,799万1,000円、病院事業費用は156億4,626万7,000円と定めるものであります。

2ページになります。第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、資本的収入は7億1,978万円、資本的支出は13億5,517万5,000円と定め、資本的収入が資本的支出に対し不足する額6億3,539万5,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条は、債務負担行為であり、医療機械器具整備について令和7年度から令和8年度までの期間で限度額を14億5,000万円と定めるものであります。これは、現在使用している電子カルテなどの医療情報システムの更新を行うものであり、平成29年に購入し、経年により交換部品の供給、システムサポートが終了するため、令和8年度に稼働できるよう更新を図るものであります。なお、本システムは発注から納品、稼働まで10か月程度要するものであります。

第6条は、企業債であり、院舎改修事業の起債限度額を3,900万円、医療機械器具整備事業の起債限度額を2億4,110万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第7条は、一時借入金の限度額を25億円と定めるものであります。

3ページになります。第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、流用することができる場合は消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用と定めるものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、職員給与費81億8,083万9,000円、交際費350万円と定めるものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分であり、取得する資産を器械備品の高気圧酸素治療装置、前立腺肥大症治療用レーザーシステムなど、記載のとおりとするものであります。

4ページになります。収益的収入であります。1款病院事業収益、1項医業収益は前

年度より21億5,695万1,000円減の123億8,507万4,000円を予定したところであります。これは、令和6年度の決算見込みを踏まえ、患者数増加による大幅な増収を見込めないことから、紹介受診重点医療機関の入院加算や急性期充実体制加算等の加算算定の取組を進め、診療単価の増加を図るものであります。内訳といたしまして、1目入院収益で19億5,785万5,000円減額、1人当たりの診療単価では4,469円増の7万6,337円、2目外来収益で2億116万4,000円減額、1人当たりの診療単価では719円減の1万5,951円、3目その他医業収益で206万8,000円増額を予定したところであります。

2項医業外収益は、前年度より1億6,544万3,000円増の14億3,922万1,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目補助金で8,057万9,000円増額、6ページになります。2目負担金交付金で特別交付税項目の不採算地区中核病院の算定病床数の増加などに伴い、市からの繰入金で7,536万3,000円増額、4目長期前受金戻入で償却資産の財源としての補助金及び寄附金が増加したことにより658万円増額を予定したところであります。

3項看護専門学校収益は555万4,000円増の7,324万4,000円、4項院内保育事業収益は80万4,000円減の2,015万2,000円を予定したところであります。

8ページになります。5項特別利益は、前年度同額の30万円を予定したところであります。

10ページになります。収益的支出であります。1款病院事業費用、1項医業費用は、9億479万8,000円減の152億8,541万2,000円を予定したところであります。内訳としましては、1目給与費で主に職員数の減に伴い2億9,752万6,000円の減額、内訳といたしましては正職員34名減、会計年度任用職員89名減、合計123名の減を予定したものであり、病床数削減により人員の配置を見直したことによるものであります。

12ページになります。2目材料費で患者数の減少などに伴い5億8,213万3,000円減額、3目経費は原油価格高騰に伴う光熱水費、燃料費の増や住宅等の賃借料の増があるものの、委託料において最低賃金上昇による増加を抑制するため、委託業務内容の見直しを図るなど、5,375万4,000円減額を予定したところであります。

16ページになります。4目減価償却費で5,865万5,000円増額、5目資産減耗費で483万7,000円増額、6目研究研修費で3,487万7,000円減額を予定したところであります。

18ページになります。2項医業外費用、964万7,000円増の9,834万1,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債及び一時借入金利息の増に伴い1,106万9,000円増額を予定し

たところであります。

3項看護専門学校費用は、307万1,000円増の1億5,341万7,000円を予定したところであります。

20ページになります。内訳としましては、2目経費で151万3,000円増額を予定したところであります。

22ページになります。4項院内保育事業費用は286万7,000円減の3,862万6,000円を予定したところであります。

5項特別損失においては1,919万5,000円増の7,047万1,000円を予定したところであり、主に北海道市町村職員退職手当組合事前負担金の精算によるものであります。

26ページになります。資本的収入であります。1項企業債は医療機械器具整備事業に係る借入予定額で4億1,780万円減の2億8,010万円、2項投資償還金は1目長期貸付金償還金で118万8,000円減の477万6,000円を予定したところあります。

3項出資金は、1目一般会計出資金で国の交付税算定に基づいた市からの出資金において繰入れ基準となる企業債元金償還金の増に伴い、3,496万円増の4億3,490万3,000円を予定したところあります。

28ページになります。資本的支出であります。1項建設改良費は、1目院舎改修費で電話交換機設備の更新を図るもので、2目資産購入費で前立腺肥大症治療用レーザーシステムなど医療機械器具の整備を図るものであり、3億4,288万9,000円を予定したところあります。

資産購入費につきましては、附属説明資料を添付しておりますので、ご高覧いただきたく存じます。

2項企業債償還金は、1目元金償還金において9,124万4,000円増の9億8,456万6,000円。

3項投資は、1目長期貸付金において看護学生への奨学資金の貸与を行うもので、162万円増の2,772万円を予定したところあります。

30ページ以降は財務諸表など予算に関する資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

◎休会の件について

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

3月14日は、議案調査等のため本会議を休会にしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、3月14日は休会とすることに決定しました。

◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時55分